

## ◆ 次世代育成支援対策推進法に関する当社行動計画

当社は、次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図ることができる働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、当社の行動計画を以下のとおり策定し、提出しています。

### 1. 計画期間

2021年3月1日～2023年2月28日

### 2. 内容

(1) 2023年2月までに、子供が生まれる際の父親の休暇取得率を、40%に向上させる。

(対策)

・2021年3月から、休暇取得を促進するための取り組みを、本社・営業所の見やすい場所へ掲示、または備え付ける。

(2) 2023年2月までに、中学校就学前までの子供がいる従業員の年次有給休暇取得率を、一人当たり年間平均3日間増やす。

(対策)

・2021年3月から年次有給休暇の取得を促進するための取り組みを、本社・営業所の見やすい場所へ掲示、または備え付ける。

・令和3年3月から対象となる従業員をリストアップし、対象者が休暇取得しやすい環境づくりを支援する。また、取得状況の管理を行い、未取得者に対しては休暇取得の促進を図る。